

不正通行について



ご注意ください！

料金所にて料金を支払わず無断で通行する行為、または「無料通行宣言書」にて通行する行為は不正通行となります。

不正通行者に対しては、通行料金を不法に免れた通行者とみなし、道路整備特別措置法（昭和31年3月14日法律第7号。以下「特措法」といいます。）第26条に基づき免れた通行料金と割増金（免れた通行料金の2倍に相当する額）を徴収します。

また、特措法第24条第3項に基づき当公社が定めた「車両の通行方法」（次頁参照）に違反して道路を通行した自動車その他の車両の運転者は、特措法第58条に基づき30万円以下の罰金が科せられます。なお、組織的な不払いであってもドライバー自身が処罰の対象となります。

○道路整備特別措置法（抜粋）

（割増金）

第26条 会社などは、料金を不当に免れた者から、その免れた額のほか、その免れた額の二倍に相当する額を割増金として徴収することができる。

第58条 第24条第3項後段の規定に違反して道路を通行した自動車その他の車両の運転者は、30万円以下の罰金に処する。

車両の通行方法

埼玉県道路公社（以下「当公社」という。）は、道路整備特別措置法（昭和31年法律第7号。以下「法」という。）第24条第3項の規定に基づき、当公社の有料道路の料金の徴収施設及びその付近における車両の一時停止その他の車両の通行方法を下記のとおり定める。

平成19年1月4日

埼玉県道路公社

（適用）

第1条 当公社が法第24条第1項の規定に基づき料金を徴収する自動車その他の車両（以下「通行車両」という。）は、この通行方法に従って当公社の有料道路の料金の徴収施設及びその付近を通行しなければならない。

（定義）

第2条 この通行方法における用語の意義は、法及び道路整備特別措置法施行規則（昭和31年建設省令第18号）第13条に定めるところによる。

（料金の収受を行う一般専用有人施設における通行方法）

第3条 料金の収受を行う一般専用有人施設における通行方法は、次の各号に定めるとおりとする。

- 一 通行車両は、確実に係員が料金の収受を行うことができる程度に当該係員が当該収受を行う場所に近接した場所（停止すべき場所について当該係員の指示又は標識その他の方法による表示がある場合には、当該指示又は表示に係わる場所）で停止しなければならない。
- 二 通行車両は、料金の収受後に当該係員が発進を承諾するまでの間は発進してはならない。

（料金の収受を行う一般専用機械式施設における通行方法）

第4条 料金の収受を行う一般専用機械式施設における通行方法は、次の各号に定めるとおりとする。

- 一 通行車両は、確実に料金収受機等により料金の収受を行うことができる程度に料金収受機等に近接した場所で停止しなければならない。
- 二 通行車両は、料金の収受後に開閉棒等の表示に従って通行しなければならない。

（閉鎖施設の通過の禁止）

第5条 通行車両は、閉鎖施設を通過してはならない。